



2016年11月

足場作業者特別教育のご案内

建設業界においては、足場からの転落・墜落による労働災害は多く発生しています。平成27年では、建設業全体の労働災害死亡者数は366人で、そのうち転落・墜落による死亡は147人にのぼり、全体の40%にのぼります。

こうした現状を踏まえ、平成27年7月1日より、足場からの転落・墜落災害を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、足場の組み立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業業務を除く)に従事する者に対し、事業者は特別教育の実施を義務付けられることになりました。今回は江戸川支部会館で実施することになりましたので、奮ってご参加下さい。

○日 時：12月18日(日) 午前8時30分～正午(8時より受付)

○場 所：東京土建江戸川支部会館 3F(江戸川区大杉2-12-10)

○定 員：100名(定員になり次第、締め切らせて頂きます)

○受講料：4,200円(組合員価格です)未加入の方は組合員加入手続きを

○持ち物：筆記用具

○締 切：12月8日(木)or 定員になり次第

○対 象：平成27年7月1日時点で、現に足場の組み立て等の業務に従事している方。(平成27年7月1日時点で作業経験がない方は6時間講習の対象です)

○申し込み方法：江戸川支部に受講料・3×2.5の証明写真1枚・印鑑をお持ちください。

※事業所に雇われている労働者の方はその他にも必要なものがございます。手続き前に支部事務所にお電話下さい。

- ※ ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方。
②とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した方。
③とび科の職業訓練指導員免許を受けた方。
④建築施工系とび科の訓練(普通職業訓練)・住居システム系建築科又は住居システム系環境科の訓練(高度職業訓練)を修了した方。
①～④に当てはまる方は、この特別教育を受ける必要はございません。



お問い合わせ先： 東京土建江戸川支部(亀川・金澤・色川) TEL 03-3655-6448